

平成 30 年 4 月 18 日（水曜日）

建設  
通信  
新聞

## 都市再生特措法改正で足立議員 先導的な事例挙げ対応要請

都市再生特別措置法等改正案について質疑が行われた17日の参院国土交通委員会で、足立敏之参院議員は、空き地や空き家といった低未利用の空間がランダムに発生してしまう「都市のスポンジ化」対策について質問した。堺市や和歌山市など先導的な取り組みを実施している自治体の例を挙げ、「道路などと同様に“荒廃する日本、と言われる前に都市の再生に対応しなければならない」と指摘した＝写真。

石井啓一国土交通相は法改正による効果として「民間の力を借りながら、行政による能動的な働きかけや地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出によって都市の余剰空間の有効活用やゆとりある生活空間の創出を図る」と説明。「コンパクト+ネットワークを進めつつ、民間の力を最大限引き出し、持続可能なまちづくりを進



めていくことが重要だ」と答弁した。

都市再生特措法等一部改正案は、地権者と利用希望者を行政が能動的にコーディネートしていく「低未利用土地権利設定等促進計画」制度を創設し、複数の土地や建物に一括して利用権を設定できるようにする。

従前の位置とほぼ等しい位置での換地を原則とする土地区画整理事業の特例も措置。例外的に従前の位置を離れた場所に換地できるようにすることで、地域に不可欠な商業施設や医療施設の整備用地の確保につなげる。遊休空間の活用として、駐車施設の付置義務の適正化や立体道路制度の適用対象拡充も盛り込んだ。